

「北戸田住宅自治会会則」

(名称と会員及び組織)

第1条 本会は、戸田市「北戸田住宅自治会」と称し、事務所を集会所内に置く。但し、連絡先は選出された会長宅とする。会計事務所は選出された会計部長宅とする。

第2条 本会は、北戸田住宅居住者の会員と、法人会員をもって組織をする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と生活環境の維持・向上をはかるとともに、行政及び関係機関との緊密な連携をはかり、社会福祉の増進と地域発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業及び運営を行う。

- (1) 文化教養に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 防犯・防火に関すること。
- (4) 関係機関・諸団体に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要と認める事項。

(役員の選出及び任期)

第5条 役員選出に当たっては、前年度役員より2名以上の継続者と、A・B棟は各階毎に1名とする。但し、各階の世帯数の事情により各階毎の役員選出が難しい場合は、他の階の役員により兼務することができる。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
総務部	部長1名と担当者を若干名
会計部	部長1名と担当者を若干名
衛生部	部長1名と担当者を若干名
施設管理部	部長1名と担当者を若干名
文化部	部長1名と担当者を若干名
会計監査	主席1名と担当者を1名
顧問	1名（必要に応じて）

第7条 役員の任期は、1年間とする。

但し、会長及び前年度継続役員、地域役員は、1期2年とする。

第8条 各担当役員の任命。

- (1) 会長の選出については、役員経験者より「選考委員会」を組織し、その中で選出された会長候補者を総会で承認する。

- (2) 自治会役員担当任務は、新役員予定者で事前に協議・決定し総会で承認する。
 - (3) スポーツ推進スタッフ等の地域役員については、自治会役員外の会員中から募集し、総会で承認する。
 - (4) 自治会役員会が必要と認める「実行委員会」等の組織及び役員について、会員に委嘱することが出来る。
 - (5) 顧問は、会長の任を辞した者とし、役員会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 第9条 選任された役員は、任期期間中その役職の任を遂行する。
- 第10条 役員の欠員補充と自治会役員の免除について。
- (1) 自治会役員の任期途中における転出欠員については、残存期間が6ヶ月を超える場合は、当該役員の次の部屋より後任を選出し、それ以外の場合は後任を選出せず、役員会が分担をする。
 - (2) スポーツ推進スタッフ・地域役員を担った世帯は、自治会の役員を免除する。

(役員の仕事)

第11条 各担当役員は、以下の仕事を遂行する。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。また、町会長として戸田市町会連合会と連携する。
- (2) 副会長は、会長と連携しその任を補佐する。また、会長不在時等の場合は、その任を代行する。
- (3) 幹事は、会長及び副会長と連携をはかり、会務を遂行する。
- (4) 総務部は、「北戸田住宅会報」の発行、集約物を総括し、行政や地域の配布物を会員に、速やかに配布する。
- (5) 会計部は、金銭出納事務を執行する。
- (6) 衛生部は、「ゴミ・ゼロ運動」の推進や「合同清掃」の実施と、ゴミ集積場の管理を行う。また、衛生部長は戸田市の「衛生自治会長」を兼務する。
- (7) 施設管理部は、街灯や共用部分の各施設維持管理、備品等の管理を行う。
- (8) 文化部は、自治会や地域行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- (9) 会計監査は、本会の会計を監査し、報告する。
- (10) スポーツ推進スタッフは、美女木小学校区及び美女木地域のスポーツ推進委員と連携をはかり、諸行事の展開をする。
- (11) 女性部は、自治会内「子ども会」卒業世帯等の女性を中心に構成し、自治会役員会と連携をはかる。
- (12) 顧問は、会長および役員会からの要請に対し、意見をすることができる。

(会 議)

第12条 会議は、以下の通りとする。

- (1) 総会は、毎年3月に開催し、本会の最高決議機関とする。
- (2) 総会の成立要件は、3月1日現在のA・B棟会員対し、出席・委任状を含め3分の2以上とし、採決に当たっては出席者の過半数以上とする。
- (3) 役員会は、定期開催を基本とし、会議の召集は会長がする。

(会 計)

第13条 会費及び会計については、以下の通りとする。

- (1) 本会の運営は、会費及び雑収入をもって行う。
- (2) 会費及び会費の徴収方法については「北戸田住宅自治会会計規定」第6条並びに第7条による。
- (3) 会費の決定は、総会の決定により年度単位とする。
- (4) 自治会費の徴収方法は、「ゆうちょ銀行総合口座通帳」より自動払い込みとする。
- (5) A・B棟会員会費については、「宿舍入居承認日」を基準とし、その月の20日までは当月納入とし、21日以降は翌月とする。転出の場合は、その月の11日以降であれば会費は納入する。
- (6) 「日赤社費」「社会福祉協議会会費」「赤い羽根共同募金」「歳末助け合い募金」の各募金については、役員会で協議し自治会費より納入する。
- (7) 会計規定は別に定め、会計担当者はその規定に従い、会計事務を執行する。
- (8) 自治会会計より、「北戸田住宅子ども会」に「公園管理費及び資源回収費」として、毎年交付する。
- (9) 会計監査は、会計事務が正常かつ適正に行われているか、帳簿・証拠書・現金等を、四半期に一回監査し、役員会及び総会において報告する。
- (10) 会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(集会所の利用)

第14条 集会所の使用(和室・ホール)については、平成10年4月1日より、各種サークルや講座等の利用において申請を基本とし、使用に当たっては有料とする。使用に当たっては、原則北戸田住宅自治会会員とします。尚、別に定める「集会所使用規定」により、運営する。

(会則の実施)

第15条 会則の適用年月日及び改正実施。

- (1) 本会則は、平成9年(1997年)4月1日から実施する。
- (2) 本会則は、平成11年(1999年)4月1日より、改正実施する。
- (3) 本会則は、平成12年(2000年)4月1日より、改正実施する。
- (4) 本会則は、平成17年(2005年)4月1日より、改正実施する。
- (5) 本会則は、平成18年(2006年)4月1日より、改正実施する。
- (6) 本会則は、平成20年(2008年)4月1日より、改定実施する。
- (7) 本会則は、平成21年(2009年)4月1日より、改定実施する。
- (8) 本会則は、平成27年(2015年)4月1日より、改正実施する。
- (9) 本会則は、平成30年(2018年)4月1日より、改正実施する。
- (10) 本会則は、令和3年(2021年)4月1日より、改正実施する。
- (11) 本会則は、令和6年(2024年)4月1日より、改正実施する。
- (12) 本会則は、令和7年(2025年)4月1日より、改正実施する。

「北戸田住宅自治会会計規定」

(名称と目的)

第1条 本規定は、「北戸田住宅自治会会計規定」と称する。

第2条 北戸田住宅自治会会計事務を執行・管理し、円滑な自治会運営に寄与する。

(役員の任務と任期)

第3条 会計は、会計部長1名・担当者若干名とし、協力し会計事務を適正かつ円滑に処理する。

(1) 会計部長は、会計事務を統括・執行するとともに、その責任を負う。

(2) 担当者は、会計部長を補佐し、会計事務の執行に当たる。

第4条 任期は、北戸田住宅自治会の役員任期と同一とする。

(会計年度)

第5条 本会計年度は、3月1日より翌年の2月末日までとする。

(会費及び会費等の徴収)

第6条 入会金・会費については、以下の通りとする。

(1) A・B棟会員は、入会金3,000円、会費は毎月3,000円とする。

(2) C・D棟会員の年会費は、1人1,200円とする。

(3) 法人会員の入会金および年会費については、個別対応とする。

第7条 A・B棟会員の会費徴収方法は、「ゆうちょ銀行総合口座通帳」より自動払い込みとし、引き落としの事務を執行する。

(1) 自払いの事務は、毎月入居者の点検をし、正確に処理する。

(2) 新入居の場合は、自払手続き終了後、入会金及び会費を徴収する。

(3) 寄付金やカンパ、募金などについての集約及び払い込みをする。

(4) 納入された会費については、特別な事情以外は、返還しない。

(5) C・D棟会員および法人会員の年会費は、現金もしくは通帳振込みとし、領収書を発行する。

(会計事務処理)

第8条 会計担当は、予算・決算、収入・支出を、帳簿・通帳等で適切に管理・運営を行い、必要に応じて役員会に報告し、総会で決定を得る。

(1) 収入及び支出の管理は、会計帳簿・証拠書綴り・通帳・現金で管理し、当月処理を原則とする。

(2) 四半期毎に会計報告を作成し、帳簿・証拠書・通帳・現金の、実査監査を会計監査より受ける。監査終了後、役員会に報告をする。

(3) 年度決算、次年度予算を作成し、総会に提出する。

(4) 会計処理上の不適合における欠損金は、会計担当の責任において調査し、過剰金は帳簿において適正に計上、処理する。

(行動費)

第9条 北戸田住宅自治会役員及び地域役員の活動により交通費、通信費その他関係する費用が生じた場合は、行動費により処理する。

(慶弔・渉外費)

第10条 北戸田住宅居住の会員及び同居する家族が死亡した場合は、香典料として10,000円とする。

第11条 戸田市町会連合会や行政、地域の主催する行事における参加費は、役員会承認後に、参加者に渉外費として支払い、帳簿登記をする。

(会計処理付記)

第12条 会計処理上において、必要な規定・規約は、会計担当・役員会で検討し、施行実施する。条文の追加・削除は、総会において決定する。

(会計規定の実行)

第13条 この会計規定は、平成9年（1997年）4月1日より、施行実施する。

- (1) この会計規定は、平成10年（1998年）4月1日より、改正実施する。
- (2) この会計規定は、平成11年（1999年）4月1日より、改正実施する。
- (3) この会計規定は、平成12年（2000年）4月1日より、改正実施する。
- (4) この会計規定は、平成13年（2001年）4月1日より、改正実施する。
- (5) この会計規定は、平成16年（2004年）4月1日より、改正実施する。
- (6) この会計規定は、平成17年（2005年）4月1日より、改正実施する。
- (7) この会計規定は、平成18年（2006年）4月1日より、改正実施する。
- (8) この会計規定は、平成19年（2007年）4月1日より、改正実施する。
- (9) この会計規定は、平成21年（2009年）4月1日より、改定実施する。
- (10) この会計規定は、令和3年（2021年）4月1日より、改定実施する。